

山口県報

令和8年
7月3日
(金曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定（医療政策課）……………
- 漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正（農林水産政策課）……………
- 保安林の指定（山口市）（森林整備課）……………
- 公告
令和八年クリーニング師試験の実施（生活衛生課）……………
- 職業訓練指導員試験の実施（産業人材課）……………
- 公安委規則
山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………

山口県告示第二百七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年七月三日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
萩むらた病院		萩市大字今古萩町三〇の一		山口県知事 村岡 嗣 政	令和一一、七、二三

山口県告示第二百七十五号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

下関区域	下関区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち下関市熊野町一丁目、熊野町二丁目、春日町、大坪本町、西大坪町、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、汐入町、伊崎町一丁目及び伊崎町二丁目の地域）	（山口県漁業協同組合の地区のうち下関市熊野町一丁目、熊野町二丁目、春日町、大坪本町、西大坪町、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、汐入町、伊崎町一丁目及び伊崎町二丁目の地域）
2 / 主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	2 / 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を使用して営む漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐをとることを目的とする漁業
3 / 及び2に掲げる漁業以外の漁業	3 / 及び2に掲げる漁業以外の漁業

山口県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
山口市阿東徳佐中字東上一一五九一の五から一一五九一の七まで、一一五九一の一から一一五九一の一四まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(一七二) 令和八年クリーニング師試験の実施
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、令和八年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和八年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時及び場所
 - (一) 日時
令和八年九月十三日(日曜日) 午前十時三十分から
 - (二) 場所
山口市秋穂二島一〇六二
Y M f g 維新セミナーパーク
- 二 試験の内容
 - (一) 学科試験
 - 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
 - (二) 技能試験
 - 1 洗濯物の処理に関する知識
 - (1) 薬品の鑑別
 - (2) 繊維の識別
 - (3) 絵表示の判別

- 2 洗濯物の処理に関する技能
白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ
- 三 受験資格
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

令和八年七月六日(月曜日) から同月二十七日(月曜日) まで(郵送の場合は、七月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については当該住所地の市役所とし、防府市に住所地がある者については山口県山口環境保健所とする。)

- (二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 受験資格があることを証明する書類
- (四) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

八千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

九 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。以下同じ。)、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生

活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三二九七〇）にすること。

(一七三) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

令和八年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

令和八年九月十日（木曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
YMfg維新セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、法第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者は、受験できない。

五 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者は、実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる。

六 受験申請書の受付期間

令和八年七月十七日（金曜日）から同月三十一日（金曜日）まで（郵送の場合は、七月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。）

七 受験申請書等の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）
山口県産業労働部産業人材課
提出書類

八 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書
(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）
(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

九 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。ただし、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）は、この限りでない。

十 全免除者の受験手続

(一) 全免除者の受験手続は、六の受験申請書の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

(二) 全免除者は、(一)の受験手続を行う場合には、八の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出すること。

(三) 全免除者は、免許申請書を提出する場合には、二千三百円に相当する山口県収入証紙を免除申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(四) 全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しない。

十一 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和八年九月十七日（木曜日）とし、合格者の受験番号を山口県産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十二 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業人材課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業人材課（電話〇八三一九三三―三三四）にすること。



山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和七年山口県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名中「の所管する法令の規定に基づく」を「に係る」に改める。

第一条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び」を削る。

第二条第二号中「法令」を「条例等」に改め、「法律、法律に基づく命令、」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 申請等 情報通信技術利用条例第二条第五号に規定する申請等をいう。

第二条第四号中「情報通信技術活用法第三条第九号及び」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

第三条中「法令」を「条例等」に改める。

第四条第一項中「情報通信技術活用法第六条第一項及び」を削り、同条第四項及び第五項中「法令」を「条例等」に改める。

第五条中「情報通信技術活用法第六条第四項及び」を削る。

第六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により行う申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合（次の各号に掲げる場合に限る。）には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、第四条の規定を適用する。

第六条第二項及び第三項を削る。

第七条第一項中「情報通信技術活用法第七条第一項及び」を削る。

第八条を削り、第九条中「情報通信技術活用法第七条第四項及び」を削り、同条を第八条とする。

第十条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により行う処分通知等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合（次の各号に掲げる場合に限る。）には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、第七条の規定を適用する。

第十条第二項を削り、同条を第九条とする。

本則に次の二条を加える。

（電磁的記録による縦覧等）

第十条 情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて行う縦覧等は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 書面等に係る電磁的記録をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置く方法

二 書面等に係る電磁的記録に記録されている事項を警察本部又は警察署に備え置かれた電子計算機の映像面に表示する方法

三 書面等に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等を行う方法

（電磁的記録による作成等）

第十一条 情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて行う作成等は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 書面等により作成等を行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法

附則

この規則は、公布の日から施行する。